生活保護を申請しようとする方用

生活保護のしおり

１　生活保護とは

私たちは、生活しているうちに収入が減ったり、病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が亡くなったりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対し、全ての国民の「人間らしく生きる権利」を保障した憲法第２５条の理念に基づき、人間らしい最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えるよう支援することを目的とした制度です。

２　生活保護の内容

（１）生活保護は原則として、世帯（暮らしを一緒にしている家族）を単位として、次の８種類の扶助を行います。

①生活扶助　②住宅扶助　③教育扶助　④介護扶助　⑤医療扶助
⑥出産扶助　⑦生業扶助　⑧葬祭扶助

（２）一時的に必要な費用として国の定める範囲内で次のようなものを支給することができます。

①被服費　②入学準備金　③家具什器費　④住宅維持費　⑤配電設備費
⑥水道等設備費　⑦通院交通費

３　生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族などの申請が必要です。原則として申請日から生活保護が開始されます。

申請するときは、福祉事務所や町村役場に備え付けている申請書に必要事項を記入し、提出してください。申請書の記入が難しいときは、窓口で「生活保護を申請したい」と申し出てください。申請のために必要な援助をします。

病気などで申請の手続きに来られないときは、福祉事務所や町村役場に連絡してください。

申請すると１４日以内（どんなに遅くなっても３０日以内）に生活保護が受けられるかどうか、受けられる場合はどういう保護をどれだけ受けられるか、などの内容を記載した回答（決定）が文書で通知されます。

申請した後で、家族等と再度話し合ったり、また困っている事情が変ったなどにより生活保護の申請を取りやめたい場合、「申請の取り下げ」をすることができますが、その場合、不服があっても審査請求などの「不服申し立て」ができませんので、ご留意ください。

４　生活保護の決め方

世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、収入が下回る場合にその不足する額が生活保護費として支給される仕組みになっています。

最低生活費

世帯の暮らしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに、国で決めた基準により計算された生活扶助をはじめ、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の８種類の扶助を合計した１か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

収　　入

働いて得た収入、年金や手当、資産を貸したり売ったりして得た収入、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助など、世帯員全員の収入を合計したものです。

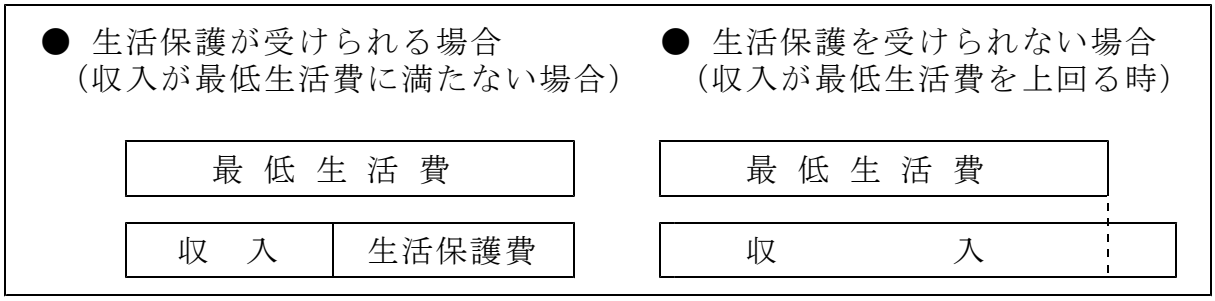

５　生活保護が決定されるまで

◆　**調査**

申請があると福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問などの方法により生活保護が必要かどうかの調査をします。

調査の主な内容には、次のようなものがあります。

・現在の生活状況、世帯員の健康状況、扶養義務者の状況、収入、資産
・今までの生活状況、その他

◆　**決定**

調査結果をもとに定められた基準により生活保護が必要かどうか、また、必要ならどの程度のものか、福祉事務所長が判断し、申請のあった日から１４日以内（どんなに遅くなっても３０日以内）に決定して、その内容を文書で申請者に通知します。

◆　生活保護の決定内容に疑問があるとき

●　福祉事務所の決定について疑問があるときは、直接福祉事務所に説明を求めてください。内容をもっと詳しく知りたいときは金額・数字なども記載した説明書類を渡しますので、申し出てください。

●　福祉事務所の決定に不服がある場合は、秋田県知事あてに審査を求めることができます。

秋田県知事の裁決にも不服がある場合は、厚生労働大臣あてに再審査を求めることができます。

６　生活保護が開始された場合

◆　**保護費の支給**

原則として、毎月決められた日（原則、月の初日）に、１か月分の生活保護費が金銭で支給されます。

なお、医療費や介護費について福祉事務所が、直接、医療機関や介護機関に支払うほか、住宅家賃についても直接貸し主に支払う場合があります。

◆　生活保護を受けている間守っていただくことや、資力がありながら保護を受けた場合は、生活保護費を返していただくことがありますので、ケースワーカーから説明を受けてください。

７　ご注意ください

暴力団員は、生活保護を受けることができません（急迫した状態にある場合等は除きます。）。